

衆議院安全保障委員会ニュース

【第 204 回国会】令和 3 年 4 月 6 日（火）、第 2 回の委員会が開かれました。

1 岸防衛大臣から発言がありました。

2 国の安全保障に関する件

- ・茂木外務大臣、岸防衛大臣、坂井内閣官房副長官、赤澤内閣府副大臣、鈴木外務大臣政務官、こやり厚生労働大臣政務官、鳩山国土交通大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行いました。
(質疑者) 西銘恒三郎君（自民）、重徳和彦君（立民）、本多平直君（立民）、篠原豪君（立民）、屋良朝博君（立民）、赤嶺政賢君（共産）、杉本和巳君（維新）

(質疑者及び主な質疑事項)

西銘恒三郎君（自民）

尖閣諸島防衛

- ア 昭和 44 年以降、尖閣諸島魚釣島において戦時遭難者慰霊祭を行うことができない理由
- イ 我が国固有の領土で国有地である尖閣諸島に政府職員が上陸することの可否
- ウ 中国が尖閣諸島を核心的利益と位置付け領土奪取の意思を示していることについての外務省の認識及び対応
- エ 絶対に中国を尖閣諸島に上陸させないとの茂木外務大臣の外交の責任者としての決意
- オ 海上保安庁及び中国海警局がそれぞれ保有する船舶総数
- カ 中国海警局の全ての船舶及び中国漁船が尖閣諸島に襲来した場合の海上保安庁の対応の可否
- キ 海上保安庁が中国と同数以上の 1,000 t 以上の船舶を保有する必要性
- ク 海上保安庁と自衛隊の共同訓練の実施状況
- ケ 尖閣諸島周辺海域における自衛隊と米軍の共同訓練の実施状況
- コ 米国以外の友好国（英国、豪州、カナダなど）と共同訓練を実施する予定の有無

重徳和彦君（立民）

- (1) 本年 3 月 16 日の日米「2+2」
 - ア 在日米軍駐留経費を含めた今後のレスポンスビリティ・シェアリングの在り方についての茂木外務大臣の見解
 - イ 防衛大綱及び中期防衛力整備計画の見直しを含めた今回の日米「2+2」を受けた対応についての岸防衛大臣の見解
- (2) 米中両国の通常戦力の差
 - ア 通常戦力において中国が米国に対して優位に立った旨の指摘があることについての岸防衛大臣の認識
 - イ 特にアジア前方展開戦力において中国が米国を数で上回ったとされることについての岸防衛大臣の認識
- (3) 本年 6 月に予定されている G 7 サミットで中国をめぐる安全保障政策を議題にすることを議長国の英国に提案する必要性についての茂木外務大臣の見解
- (4) 防衛装備品の調達について政府が中期防より具体的なポートフォリオを作成してそれを国会で審議すべきとの考えに対する岸防衛大臣の見解
- (5) 無人航空機（ドローン）への対応
 - ア 自衛隊のドローンの保有状況及び今後の攻撃型ドローンの導入予定の有無
 - イ ドローンによる攻撃に対する防御策についての自衛隊の検討状況

本多平直君（立民）

- (1) 茂木外務大臣の尖閣の読み方が「せんがく」に聞こえるため明確に発音する必要性
- (2) 我が国の防衛予算の配分がミサイル防衛に偏重する傾向にあることに対する岸防衛大臣の見解
- (3) 安倍前内閣総理大臣の談話（令和2年9月11日）にある弾道ミサイル等への迎撃能力を向上させるだけでは国民の命を守り抜くことが出来ないため抑止力を強化するという考えは米軍の打撃力に伴う抑止力を確保した上で万が一の場合に国民の命を守るために一定のミサイル防衛能力を持つとする本来の考えから逆転しているという意見に対する岸防衛大臣の見解
- (4) イージス・アショアの代替案として示されている「イージス・システム搭載艦」
 - ア 同艦の詳細についての検討を防衛省の一部の事務方に任せるのではなく防衛大臣が先頭に立って行う必要性
 - イ 同艦の詳細について結論を出す時期
- (5) 敵基地攻撃能力保有の検討
 - ア 安倍前内閣総理大臣の談話（令和2年9月11日）にある抑止力の向上には同能力保有が含意されているとの見方に対する岸防衛大臣の見解
 - イ 移動式発射台を含む多数のミサイル発射施設を有し我が国がその全てをたたくことは困難と思われる北朝鮮あるいは日本全土を射程に収める中距離ミサイルや核兵器を保有し我が国の攻撃に対する大規模な反撃能力を持つ中国を想定して敵基地攻撃能力の保有を検討することは合理的でないという意見に対する岸防衛大臣の見解

篠原豪君（立民）

- (1) 南シナ海情勢
 - ア 本年3月に中国の海上民兵が乗り組んでいると推察される漁船220隻が南沙（英語名スプラトリー）諸島周辺のフィリピンの排他的経済水域に集結したことに見られる中国の力による一方的な現状変更の試みに対する政府の受け止め及び声明を発表する予定の有無
 - イ 2019年に約275隻の中国の武装漁船及び軍用沿岸警備船が南沙諸島のフィリピンが実効支配するパグアサ島付近に集結したものの占拠することなく引き揚げた事案と1995年にミスチーフ礁及び2012年にスカボロー礁を事実上支配した事案の違いに関する政府の分析評価
- (2) 尖閣諸島をめぐる安全保障上の諸問題
 - ア 中国側に正規軍投入の口実を与えないよう海上民兵が乗り組む武装漁船への対応は自衛隊ではなく警察機関である海上保安庁が担うのが適当か否かに関する政府の見解
 - イ 中国海警法は国際法違反であるとの主張に対する政府の見解並びに国際法違反の規定及び判断根拠となる国際法の法源
 - ウ 海警法の運用如何によっては国際法違反となるおそれがある規定が含まれるとの判断か、海警法そのものが国際法違反との判断なのかについての確認
 - エ 免除を享受する政府船舶である海警局公船に対する危害射撃の実施は国際社会から戦闘行為と解釈されるおそれがあるとの指摘に対する政府の見解
 - オ 本年2月25日の自民党国防部会・安全保障調査会合同会議で政府が示した尖閣諸島への不法上陸の過程で凶悪犯罪とみなせる行為があれば政府船舶に対し海上保安官による危害射撃が可能となる場合があるとする見解の妥当性
 - カ 尖閣諸島への不法上陸の過程で凶悪犯罪とみなせる行為があれば海上保安官による危害射撃が可能という理解の可否
 - キ 海警局公船が上陸を目的として島に接近し海上保安庁の巡視船が進路規制などにより強制的に阻止する過程で海警局側から砲撃がなくても凶悪犯罪と認定し危害射撃を行うことの可否

ク 尖閣諸島の防衛に米軍が介入する状況に関する政府の見解及び日米共同対処に向けた調整や訓練の進捗状況

屋良朝博君（立民）

(1) 重要土地等調査法案

- ア 取引の事前届出の義務付け、重要施設等の機能を阻害する利用への中止勧告・命令といった刑事罰を伴う規制や所有者等の調査の対象となる区域に指定される基準
- イ 既存の法令の枠内でも土地等の所有者等の情報が捕捉可能であるにもかかわらず同法案を必要とする理由
- ウ 重要施設等の機能を阻害しようとしている当事者が届け出ない可能性があるといった同法案の実効性への疑問に対する赤澤内閣府副大臣の見解
- エ 同法案により可能となる新たな制限及び同法案の立法事実
- オ 司令部機能を含む基地等が特別注視区域の指定の基礎となる特定重要施設となる具体的基準
- カ 米軍基地を使用形態等に基づき重要施設に仕分ける方法についての赤澤内閣府副大臣の見解
- キ 尖閣諸島の特定国境離島等への該当性
- ク 尖閣諸島を特定注視区域に指定することにより生じる国際関係上の問題に対する外交政策上の判断についての茂木外務大臣の見解

(2) 普天間飛行場の辺野古移設

- ア 安倍前内閣総理大臣とオバマ元米大統領との最初の日米首脳会談において米国側に公有水面埋立法に基づく申請書の提出を促されたとする本年2月5日の衆議院予算委員会における菅内閣総理大臣の答弁の当否
- イ 当該移設に係る埋立工事の当初及び昨年度末の契約額
- ウ 本年3月19日の衆議院外務委員会において米国会計検査院（GAO）が「野心的な数字を作る」旨答弁した茂木外務大臣の真意

赤嶺政賢君（共産）

在日米軍関係者による事件・事故

- ア 在日米軍の行動制限に係る規制
 - a 深夜の外出や飲酒を規制する「リバティ制度」の現在の内容
 - b 新型コロナウイルス感染症の拡大を受け新たに加えられた行動制限の内容
 - c bにおける那覇市内の国際通りへの立ち入り禁止規制の有無
- イ 上記規制に重複して違反していた可能性が高い令和3年1月に発生した在沖米海兵隊員による強制わいせつ事件についての米軍からの説明内容
- ウ 令和2年11月10日に政府が沖縄県から受けた米軍関係者による事件に関する要請書の内容
- エ 実効性のある再発防止策が示されず、日米間で協議する「米軍人・軍属等による事件・事故防止のための協力ワーキングチーム（CWT）」も開催されないことに対する茂木外務大臣の認識
- オ 事件・事故の件数
 - a 令和2年度に沖縄県内でリバティ制度の外出規制時間（午前1時～午前5時）に発生した同件数
 - b 新型コロナウイルス感染症対策として基地外での飲酒が禁止された昨年3月27日以降に発生した飲酒に絡む同件数
 - c 新型コロナウイルス感染症対策として海兵隊員が那覇市内への立入りを禁じられていた昨年8月21日から12月16日の間に同市内で海兵隊員が起こした同件数
- カ 外出や外部飲酒に対する規制違反が常態化していることに対する茂木外務大臣の見解

キ 規制違反の実態を検証し実効性のある再発防止策を協議するためCWTを直ちに開催する必要性についての茂木外務大臣の見解

杉本和巳君（維新）

- (1) 本年3月の日米「2+2」共同発表で明記された日米安全保障条約第5条の尖閣諸島への適用及び台湾海峡の平和と安定の重要性を4月16日に開催予定の日米首脳会談における成果文書においても明記する重要性並びに尖閣防衛と台湾有事の連動性についての茂木外務大臣及び岸防衛大臣の認識
- (2) 専守防衛という用語の法的位置付け及び法文上に明記する必要性
- (3) 警察比例の原則の概念の国内法及び国際法における位置付け
- (4) 自衛権と警察権の分離の概念、両者の使い分け及びそれぞれの法的根拠

3 防衛省設置法等の一部を改正する法律案（内閣提出第19号）

- ・岸防衛大臣から趣旨の説明を聴取しました。